

こうれい かた しょうがい かた せいかつ きんせんかんり かん そうだん
高齢の方や障害のある方の生活や金銭管理などに関する相談
 をお受けします。 ***** 相談は無料です *****

そうだん じ れい
相談事例

にちじょうてき きんせん かんり
 ① 日常的な金銭の管理に
 不安がある。



からだ ふじゆうなど きんゆう
 ② 身体が不自由等で金融
 機関に行けない。



じぶん な
 ③ 自分の亡くなったあと
 障害のある子どもの
 将来に不安がある。



せいねんこうけんせいど ないよう
 ④ 成年後見制度の内容や
 手続き方法について知
 りたい。



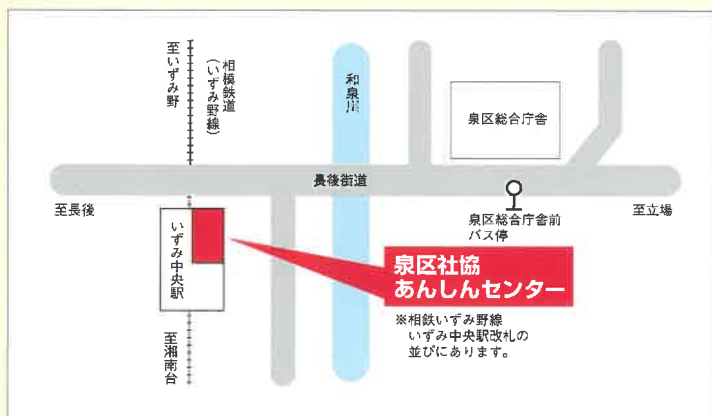
せんもんそうだん もくようび よやくせい
<専門相談> (木曜日 / 予約制)

そうだん ないよう べんごし ほうりつ ふくし せいかつそうだん
 相談の内容により、弁護士による法律・福祉・生活相談
 を行います。



よこはませいかつ さくらぎちようえきまえ
(横浜生活あんしんセンター JR桜木町駅前)

いずみ くしゃきょう そうだん
まずは「泉区社協あんしんセンター」にご相談ください
 てんわ
電話 045-802-2295



いずみくしゃきょう
泉区社協あんしんセンター

ばしょ 場所：〒245-0023 横浜市泉区和泉中央南 5-4-13

いずみ 泉ふれあいホーム内
 利用時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
 (土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

てんわ 電話：045-802-2295 FAX：045-804-6042
 E-mail：normalize@shakyo-iy.or.jp

いずみ くしゃきょう
泉区社協
あんしんセンター



しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人

よこはま いずみ くしゃかいふくしきょうぎかい
横浜市泉区社会福祉協議会

しゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉協議会とは

しゃかいふくしきょうぎかい しゃきょう だれ す ちいき あんしん く
社会福祉協議会(社協)は、誰もが住みなれた地域で安心した暮らしができるよう、
 じゅうみん しゅたい さまざま ちいきかつどう すいしん しゃかいふくしほうじん
住民が主体となった様々な地域活動を推進する社会福祉法人です。
 ちいき みな よ
地域の皆さんとともに、より良いまちづくりをすすめています。
 じぎょう しないかくくしゃかいふくしきょうぎかい じっし
あんしんセンター事業は市内各区社会福祉協議会が実施しています。

権利擁護

事業

- 生活や金銭管理など幅広く権利擁護に関する相談を受けるとともに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などが困難な高齢の方や障害のある方を支援する事業です。
- 自己決定の尊重・自立支援の観点から、契約者本人の意思に基づいて地域での生活を支えるため、次のサービスを提供します。

※相談については裏面をご覧ください。

I 福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス

支援計画書に基づき、次のサービスを提供します。

▶ お手伝いできること

- ① センター職員による定期的な訪問
- ② 介護保険など、福祉サービスの利用案内と手続き援助
- ③ 預貯金の出納代理・代行

▶ お手伝いできないこと

- ① 買い物・洗濯・介護・看護・通院の付き添い
- ② 保証人となること等

福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス利用料（1回につき）		金額
区分	区	金額
生活保護受給者		0円
市民税非課税者		1,250円
市民税課税者（所得250万円未満）		1,560円
市民税課税者（所得250万円以上）		1,875円
市民税課税者（所得700万円以上）		2,500円

II 預金通帳など財産関係書類等預かりサービス

財産紛失を防ぐため、あんしんセンターが契約している金融機関の貸金庫に保管します。ただし、定期性の預貯金等の資産運用・管理は行いません。

● 原則「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」利用者が対象です。

▶ お預かりできるもの

- ① 預貯金（定期・定額）の通帳など
- ② 有価証券
- ③ 証書（保険証書・不動産権利証書・契約書など）

▶ お預かりできないもの

宝石・貴金属・書画・骨董品等

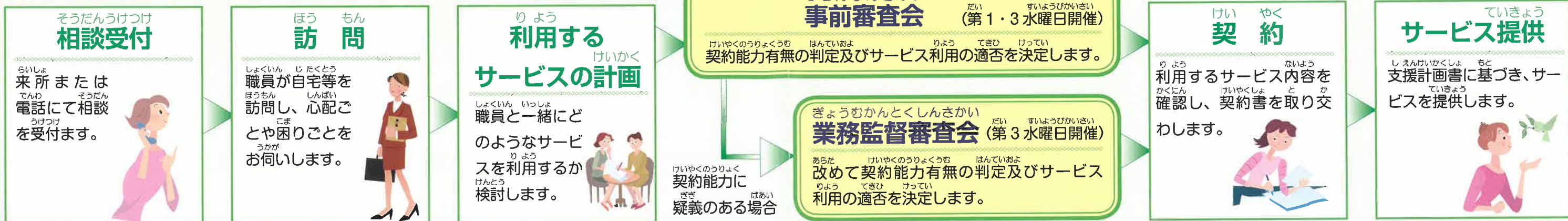
預金通帳など財産関係書類等預かりサービス利用料		金額
区分	区	金額
生活保護受給者		0円
その他の者	月額	250円
	年額	3,000円

＜サービスの対象となる方＞

※ 取扱いの対象は契約者本人名義の財産のみとなります。

- ① 横浜市内在住で概ね65歳以上の高齢の方、成年である障害のある方（知的・精神・身体障害）
- ② 契約能力およびサービス利用意思がある方
- ③ 他のサービス利用だけでは充足されず、本サービス利用により安定した生活を維持できると見込まれる方

相談からサービス提供までの流れ



※ ご利用者が死亡した時や意思能力が喪失したと判断された時、契約は終了します。なお意思能力喪失後は必要に応じて成年後見制度を活用することになります。